

2023年9月13日

各位

不動産投資信託証券発行者  
日本ロジスティクスファンド投資法人  
代表者名 執行役員 関口 亮太  
(コード番号：8967)

資産運用会社  
三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 鈴木 靖一  
問い合わせ先 財務企画部長 宮田 晋太郎  
TEL.03-3238-7171

### 規約の一部変更及び役員選任に関するお知らせ

日本ロジスティクスファンド投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日開催の役員会において、規約の一部変更及び役員選任に関して、下記のとおり2023年10月23日開催予定の本投資法人の第14回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）に付議することを決議しましたので、お知らせします。なお、下記事項は本投資主総会での承認可決をもって効力を生じます。

#### 記

#### 1. 規約の一部変更の理由及び内容について

変更理由及び変更内容は以下のとおりです。

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条但書に規定する改正規定（これに関連する「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。）等の改正を含みます。）が2022年9月1日に施行され、同日付で、本投資法人規約に、投資主総会参考書類等の電子提供措置をとる旨の定めを設けたものとみなされていることに伴い、この点を明確にするため、本投資法人規約において当該変更を確認的に規定するとともに、電子提供措置をとる事項のうち法令で定める事項の全部又は一部について、書面交付請求をした投資主に交付する書面に記載しないことができる旨の規定を追加するものです（変更案第9条第3項及び第4項関係）。
- (2) 本投資法人が資産運用会社に対して支払う資産運用報酬について、半年に1回支払うこととしていたものを、四半期毎に支払うこととするため、本投資法人の資産運用報酬のうち、運用報酬Ⅰの支払期限等につき所要の変更を行うものです（現行規約別紙1(1)、変更案別紙1(1)関係）。
- (3) 上記(2)に記載の規約の変更について、本投資主総会開催後最初に開始する本投資法人の第38期営業期間の初日である2024年2月1日から効力を生ずることとするため、附則において、その旨を規定するものです（変更案第42条関係）。
- (4) その他必要な字句の変更等を行うものです。

(規約一部変更の詳細については、添付資料「第 14 回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

## 2. 役員の選任について

提案理由及び提案内容は以下のとおりです。

- (1) 執行役員 関口 亮太から、本投資主総会終結の時をもって本投資法人の執行役員を辞任する旨の申し出があったため、執行役員 1 名 (鈴木 靖一) (注 1) を選任するものです。
- (2) 執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員 1 名 (関口 亮太) (注 2) を選任するものです。
- (3) 監督役員菊池 由美子 (注 3)、大山 剛、大井 素美及び鴨下 香苗の 4 名から、新執行役員と任期満了日が異なることとなるので、これを統一するため、本投資主総会終結の時をもって本投資法人の監督役員を一旦辞任する旨の申し出があったため、監督役員 4 名 (候補者：現監督役員である菊池 由美子、大山 剛、大井 素美及び鴨下 香苗) を選任するものです。

(注 1) 執行役員候補者の鈴木 靖一は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社の代表取締役社長です。

(注 2) 補欠執行役員候補者の関口 亮太は、本投資法人の現執行役員であり、本投資法人が資産運用委託契約を締結している三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社の取締役経理部長兼総務部長です。

(注 3) 旧姓かつ職業上使用している氏名を記載しています。

(役員選任の詳細については、添付資料「第 14 回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

## 3. 投資主総会等の日程

2023年9月13日	投資主総会提出議案の役員会決議
2023年10月4日	投資主総会招集通知の発送 (予定)
2023年10月23日	投資主総会開催 (予定)

### 添付資料

第 14 回投資主総会招集ご通知

以 上

※ 本投資法人のウェブサイト <https://8967.jp/>

(証券コード：8967)  
(発信日) 2023年10月4日  
(電子提供措置の開始日) 2023年9月29日

投資主各位

東京都千代田区西神田三丁目2番1号  
日本ロジスティクスファンド投資法人  
執行役員 関 口 亮 太

## 第14回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、本投資法人の第14回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

投資主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況に十分ご留意いただき、ご自身の健康状態等を踏まえて本投資主総会へのご出席について慎重にご判断いただきますようお願い申し上げます。なお、本投資主総会に当日ご出席されず、議決権行使書面による議決権を行使される方は、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、2023年10月20日(金曜日)午後5時までに到着するよう折り返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。)第93条第1項に基づき、本投資法人現行規約第15条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

(本投資法人現行規約抜粋)

第15条 (みなし賛成)

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。)について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定にかかわらず、前項のみなし賛成の規定は、投信法第104条第1項(役員及び会計監査人の解任)、第140条(規約の変更)(但し、みなし賛成に関連する規定の策定又は改廃に限る。)、第143条第3号(解散)、第205条第2項(資産の運用に係る委託契約の解約に対する同意)又は第206条第1項(資産の運用に係る委託契約の解約)に係る議案の決議には適用しない。
3. 第1項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

なお、本投資法人は、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条但書に規定する改正規定（これに関連する投信法等の改正を含みます。）が2022年9月1日に施行され、同日付で、本投資法人規約に、投資主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとる旨の定めを設けたものとみなされていることに基づき、当該電子提供措置をとっております。

インターネット上の本投資法人ウェブサイトの「投資主総会」のページに「第14回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の本投資法人ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。また、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての投資主様に対して書面により投資主総会参考書類等をお送りしております。

本投資法人ウェブサイト <https://8967.jp/>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（日本ロジスティクスファンド投資法人）又は証券コード（8967）を入力・検索し、「基本情報」→「縦覧書類／PR情報」→「投資主総会招集通知／投資主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

敬 具

## 記

1. 日 時： 2023年10月23日（月曜日）午後2時00分  
（受付開始時刻：午後1時30分）
2. 場 所： 東京都千代田区神田神保町二丁目36番1号  
ベルサール神保町アネックス（住友不動産千代田ファーストウイング1階）  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

### 3. 投資主総会の目的である事項：

#### 決 議 事 項

- 第1号議案： 規約一部変更の件
- 第2号議案： 執行役員1名選任の件
- 第3号議案： 補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案： 監督役員4名選任の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主様1名を代理人と

して、投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

- ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社である三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ご返送いただいた議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁に記載しているインターネット上の本投資法人ウェブサイト及び東証ウェブサイトにもその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎本投資主総会においては、新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況等を踏まえ、本投資主総会における新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた対応を行う場合がございます。投資主の皆様のご理解及びご協力をお願い申し上げます。

#### <投資主様へのお願い>

- 本投資主総会における議決権は書面によって行使することもできますので、投資主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況に十分ご留意いただき、ご自身の健康状態等を踏まえて本投資主総会へのご出席について慎重にご判断いただきますようお願い申し上げます。

#### <来場される投資主様へのお願い>

- 新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況等により、ご来場の投資主様にマスクの着用やアルコール消毒液による手指の消毒及び体温測定等の感染防止対策にご協力いただく場合がございます。  
体温測定により発熱が認められる場合等、本投資主総会へのご出席をご遠慮いただくようお願いすることもございます。また、本投資主総会中に咳などの症状により体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただき、ご退席をお願いすることもございますので、あらかじめご了承ください。
- 当日の会場では、感染防止対策の一環として、来場された投資主様のお席の間隔を広くとる予定であるため、十分な数のお席を確保できない場合がございます。万が一お席をご用意できない場合、会場内への入場を制限させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- このほか、本投資主総会の秩序維持及び投資主の皆様のご安全・安心を確保する観点から、必要な措置（運営スタッフ等のマスクの着用等を含みます。）を講じる場合がございますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

# 投資主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 規約一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条但書に規定する改正規定（これに関連する投信法等の改正を含みます。）が2022年9月1日に施行され、同日付で、本投資法人規約に、投資主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の定めを設けたものとみなされていることに伴い、この点を明確にするため、本投資法人規約において当該定めを確認的に規定するとともに、電子提供措置をとる事項のうち法令で定める事項の全部又は一部について、書面交付請求をした投資主に交付する書面に記載しないことができる旨の規定を追加するものです（変更案第9条第3項及び第4項関係）。
- (2) 本投資法人が資産運用会社に対して支払う資産運用報酬について、半年に1回支払うこととしていたものを、四半期毎に支払うこととするため、本投資法人の資産運用報酬のうち、運用報酬Iの支払期限等につき所要の変更を行うものです（現行規約別紙1（1）、変更案別紙1（1）関係）。
- (3) 上記（2）に記載の規約の変更について、本投資主総会開催後最初に開始する本投資法人の第38期営業期間の初日である2024年2月1日から効力を生ずることとするため、附則において、その旨を規定するものです（変更案第42条関係）。
- (4) その他必要な字句の変更等を行うものです。

## 2. 変更の内容

現行規約の一部を、次のとおり変更しようとするものであります。

(下線は変更部分)

| 現 行 規 約                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第9条（招集）</p> <p>1. ～ 2. （記載省略）<br/>（新設）</p><br><p>第41条（業務及び事務の委託）</p> <p>1. ～ 2. （記載省略）</p> <p>3. 本投資法人の成立後に委託する事務のうち、本投資法人の発行する投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集並びに新投資口予約権無償割当てに関する事務、新投資口予約権原簿及び投資法人債原簿の作成及び備え置きその他の新投資口予約権原簿及び投資法人債原簿に関する事務、新投資口予約権証券及び投資法人債の発行に関する事務、新投資口予約権者及び投資法人債権者に係る事務、並びに本投資法人の投資口の取得に関する事務その他<u>投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含む。）</u>第169条に定める事務は、適宜、役員会が定める一般事務受託者に対し、当該各事務を委託することとする。</p> | <p>第9条（招集）</p> <p>1. ～ 2. （現行のとおり）</p> <p>3. <u>本投資法人は、投資主総会の招集に際し、投資主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>4. <u>本投資法人は、電子提供措置をとる事項のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含む。）（以下「投信法施行規則」という。）で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した投資主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p><br><p>第41条（業務及び事務の委託）</p> <p>1. ～ 2. （現行のとおり）</p> <p>3. 本投資法人の成立後に委託する事務のうち、本投資法人の発行する投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集並びに新投資口予約権無償割当てに関する事務、新投資口予約権原簿及び投資法人債原簿の作成及び備え置きその他の新投資口予約権原簿及び投資法人債原簿に関する事務、新投資口予約権証券及び投資法人債の発行に関する事務、新投資口予約権者及び投資法人債権者に係る事務、並びに本投資法人の投資口の取得に関する事務その他<u>投信法施行規則第169条に定める事務は、適宜、役員会が定める一般事務受託者に対し、当該各事務を委託することとする。</u></p> |

| 現 行 規 約                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: right;">別紙 1</p> <p>資産運用会社に対する資産運用報酬</p> <p style="text-align: center;">(記載省略)</p> <p>(1) 運用報酬 1<br/> 本投資法人の決算期毎に算定される当該営業期間の直前の営業期間における本投資法人の不動産賃貸事業収益の合計から不動産賃貸事業費用（減価償却費及び固定資産除却損を除く。）の合計を控除した金額の7.0%に相当する金額を上限とする。</p> <p>当該報酬は、当該営業期間の決算期より2か月以内に支払うものとする。</p> | <p><u>第42条（変更の効力発生）</u><br/> <u>別紙1に係る本規約の変更の効力は、2024年2月1日から生じるものとする。本条は、当該変更の効力発生後にこれを削除するものとする。</u></p> <p style="text-align: right;">別紙 1</p> <p>資産運用会社に対する資産運用報酬</p> <p style="text-align: center;">(現行のとおり)</p> <p>(1) 運用報酬 1<br/> 本投資法人の決算期毎に算定される当該営業期間の直前の営業期間における本投資法人の不動産賃貸事業収益の合計から不動産賃貸事業費用（減価償却費及び固定資産除却損を除く。）の合計を控除した金額の7.0%に相当する金額を上限とする。</p> <p>当該報酬は、<u>上記に基づき計算された金額のうち、当該金額に50%を乗じた金額（1円未満切捨て）を当該営業期間の直前の営業期間の決算期より5か月以内に支払い、残額は当該営業期間の決算期より2か月以内に支払うものとする。</u></p> |



## 第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員関口 亮太から、本投資主総会終結の時をもって辞任する旨の申し出がありましたので、執行役員1名の選任をお願いするものであります。

なお、執行役員選任に関する本議案は、2023年9月13日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

また、本議案においての執行役員の任期は、本投資法人現行規約第19条第2項の定めにより、2023年10月23日より2年間とします。

執行役員候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                         | 略 歴                                                         |
|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| すず き せい いち<br>鈴木 靖 一<br>(1975年9月17日) | 2000年4月 三井物産株式会社                                            |
|                                      | 2003年10月 Komatsu Australia Pty. Ltd. (出向)                   |
|                                      | 2004年11月 Mitsui Maquinarias Peru S.A. (出向)                  |
|                                      | 2008年6月 三井物産株式会社                                            |
|                                      | 2008年7月 Road Machinery Mexico Co., S.A. de C.V. (出向)<br>副社長 |
|                                      | 2010年2月 三井物産株式会社                                            |
|                                      | 2016年10月 ジャパンリアルエステイトアセットマネジメント株式会社 (出向)                    |
|                                      | 2020年1月 三井物産株式会社                                            |
|                                      | 2020年4月 三井物産リアルティ・マネジメント株式会社 (出向)<br>取締役副社長                 |
|                                      | 2023年8月 三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社<br>(出向) 代表取締役社長 (現在に至る)      |

- ・ 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・ 上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社の代表取締役社長であります。その他、執行役員候補者と本投資法人との間には特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人現行規約第19条第3項の定めにより、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとします。

また、補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠執行役員選任に関する本議案は、2023年9月13日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                       | 略 歴                                               |
|------------------------------------|---------------------------------------------------|
| せきぐちりょうた<br>関 口 亮 太<br>(1975年6月2日) | 1999年4月 野村證券株式会社                                  |
|                                    | 2001年10月 株式会社ヴィーナス・ファンド                           |
|                                    | 2006年5月 テキサス大学オースティン校マコームズ・スクール・オブ・ビジネス 経営学修士課程修了 |
|                                    | 2006年7月 日興シティグループ証券株式会社（現SMBC日興証券株式会社）            |
|                                    | 2010年12月 三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社                   |
|                                    | 2020年1月 同 財務企画部長                                  |
|                                    | 2022年4月 同 取締役 財務企画部長 兼 経理部長 兼 総務部長                |
|                                    | 2023年7月 同 取締役 経理部長 兼 総務部長（現在に至る）                  |
|                                    | 2023年8月 本投資法人 執行役員（現在に至る）                         |

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口8口を所有しております。
- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社の取締役経理部長 兼 総務部長であります。その他、補欠執行役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記補欠執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として本投資法人の業務全般を執行しています。

#### 第4号議案 監督役員4名選任の件

監督役員菊池 由美子、大山 剛、大井 素美及び鴨下 香苗の4名から、第2号議案をご承認いただいた場合、新執行役員と任期満了日が異なることとなるので、これを統一するため、本投資主総会終結の時をもって一旦辞任する旨の申し出が夫々よりありましたので、監督役員4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案においての監督役員の任期は、本投資法人現行規約第19条第2項の定めにより、2023年10月23日より2年間とします。

監督役員候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                        | 略 歴                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1         | きく ち ゆ み こ<br>菊 池 由美子<br>(1961年5月6日) | 1984年4月 株式会社大和銀行（現株式会社りそな銀行）<br>1991年2月 安田生命保険相互会社（現明治安田生命保険相互会社）英国現地法人<br>1993年6月 株式会社緒方不動産鑑定事務所<br>1997年6月 生駒商事株式会社<br>（現シービーアールイー株式会社）<br>2000年1月 同 投資顧問部（後にアセットアドバイザー部）部長<br>2007年1月 同 執行役員<br>2008年1月 同 取締役 兼 コンサルティング統括本部<br>本部長<br>2010年6月 同 バリュエーション&アドバイザー・サービス本部 本部長<br>2012年9月 同 インベストメントプロパティ本部<br>マネージングディレクター<br>2019年7月 特定非営利活動法人日本不動産カウンセラー協会<br>常務理事・国際委員長<br>2020年10月 本投資法人 監督役員（現在に至る）<br>2021年4月 学校法人法政大学 理事（現在に至る）<br>2023年6月 特定非営利活動法人日本不動産カウンセラー協会<br>理事長（現在に至る） |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2     | おお やま つよし<br>大山 剛<br>(1962年5月2日)    | 1985年4月 日本銀行<br>1994年5月 国際通貨基金(出向)<br>1997年5月 日本銀行<br>2008年9月 あらた監査法人<br>(現PwCあらた有限責任監査法人)<br>2010年5月 有限責任監査法人トーマツ<br>2019年3月 Promontory Financial Group 日本代表<br>2019年8月 日本アイ・ビー・エム株式会社<br>2021年10月 本投資法人 監督役員(現在に至る)<br>2021年12月 株式会社RAF研究所 代表取締役<br>(現在に至る)<br>2023年1月 株式会社日経金融工学研究所 エグゼクティブ・アドバイザー(現在に至る) |
| 3     | おお い もと み<br>大井 素美<br>(1977年2月27日)  | 1999年4月 監査法人トーマツ<br>(現有限責任監査法人トーマツ)<br>2002年6月 公認会計士登録<br>2006年5月 大井公認会計士事務所(現在に至る)<br>2008年6月 株式会社ルーキー 取締役(現在に至る)<br>2010年5月 株式会社セイムボート 取締役<br>2013年6月 株式会社シーボン 社外監査役<br>2020年4月 菱洋エレクトロ株式会社 社外監査役<br>(現在に至る)<br>2021年10月 本投資法人 監督役員(現在に至る)                                                                 |
| 4     | かも した か なえ<br>鴨下 香苗<br>(1980年5月22日) | 2013年12月 弁護士登録<br>2014年1月 R&G横浜法律事務所<br>2016年9月 経済産業省任期付き公務員<br>2018年5月 R&G横浜法律事務所<br>2021年1月 横浜二幸法律事務所<br>2021年8月 有限会社ワイ・イー・ピー<br>2022年2月 Utops法律事務所(現在に至る)<br>2022年9月 一般社団法人Japan Innovation Network 監事<br>(現在に至る)<br>2022年10月 本投資法人 監督役員(現在に至る)                                                           |

- ・上記各監督役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記各監督役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・監督役員候補者菊池 由美子、大山 剛、大井 素美及び鴨下 香苗は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行

全般を監督しております。

- ・ 上記監督役員候補者のうち、菊池 由美子につきましては、旧姓かつ職業上使用している氏名を上記のとおり記していますが、戸籍上の氏名は石田由美子です。

#### 参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人現行規約第15条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案乃至第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。また、本投資法人現行規約第15条第2項に定める議案については、「みなし賛成」の定めは適用されませんが、本投資主総会に提出される議案に同項に定める議案は含まれません。

以 上

## 投資主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区神田神保町 2-36-1  
ベルサール神保町アネックス (住友不動産千代田ファーストウイング 1階)  
お問い合わせ先 03-3263-1616



### 【交通】

- 半蔵門線・新宿線・三田線「神保町駅」 A2番出口 徒歩2分
- 東西線・半蔵門線・新宿線「九段下駅」 5番出口 徒歩5分
- JR線「水道橋駅」 西口出口 徒歩8分
- 駐車場のご用意はいたしていませんので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。